

加須市環境保全条例に基づく 土地の埋立て等の規制について

【 条 例 の 目 的 】

加須市環境保全条例は、土砂の埋立て等の際の高さ・法面の勾配等の規制や汚染された土砂の搬入を禁止することにより、無秩序な埋立て等を未然に防止し、良好な環境を保全することを目的として、土砂等の埋立て等を規制しています。

1 土砂等の埋立て等とは

①土砂等とは

土砂及び土砂に混入または付着したものであって、廃棄物以外のものをいいます。

※砂利（製品）は除きます。

②埋立て等とは

土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積のことをいいます。

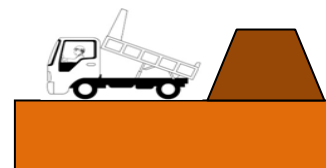
埋立て



盛土



たい積



2 埋立て等の許可について

①許可が必要な場合

- ・埋立て等を施工しようとする区域の面積が 500 m²以上になる場合

(500 m²未満であっても、埋立ての日前 2 年以内に隣接地等の埋立て等が施工または施工中の面積と合算して 500 m²以上となる場合は、事業区域毎に許可が必要になります。)

*1 農地転用の許可を取得していても、埋立て等の許可は別途必要になります。

*2 3,000 m²以上の場合、埼玉県での許可が必要になります。

②許可が不要な場合

- ・加須市環境保全条例施行規則第 5 条に定める許可又は認可を受けた埋立て等（開発行為の許可等）
- ・非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等
- ・国又は地方公共団体等が行う埋立て等

3 罰則等

○無許可の埋立て等をした者に対し、市は中止命令及び期限を定めて原状回復命令を行います。

この命令に違反した場合は、2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられます。

4 お問い合わせ

○農地改良に伴う埋立て等 ➡ 加須市農業委員会事務局（TEL 0480-62-1111 内線 217）

○それ以外の埋立て等 ➡ 環境政策課（TEL 0480-62-1111 内線 231）

*「それ以外」とは、太陽光発電施設の設置、駐車場・資材置き場等のための造成、土砂の一時置き場等が該当します。

1 施工基準

一般基準

1 安全対策

事業区域及びその周辺に対し必要な安全対策を講じること。

2 周辺対策

- (1) 事業の施工に当たっては、粉じん、騒音、振動、車両による土砂等の飛散等により周辺住民に被害及び迷惑を及ぼすことのないようにすること。
- (2) 事業区域に隣接する土地の所有者、隣接住民等と協議すること。
- (3) 境界を明確にすること。

3 作業時間等

- (1) 作業時間は、午前8時から午後5時までとすること。
- (2) 日曜日、祝日、年末年始は、埋立て等の作業を行わないこと。

4 交通安全対策

- (1) 土砂等の搬入出経路については、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 搬入出経路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登校時間帯の通行禁止等必要な措置を講じること。
- (3) 通行期間の配慮、交通誘導員の配置、表示板の設置、安全施設の設置等必要な措置を講じること。

5 施工期間

施工期間は、9箇月以内とすること。ただし、たい積については、最長9箇月の延長を認める。

6 事故対策

- (1) 市民の生命及び財産に対する危害及び迷惑を防止するため、必要な措置を講じること。
- (2) 地上及び地下工作物、井戸水等に損失を与え、又はその状態を阻害することのないよう必要適正な措置を講じること。
- (3) 事業施工中、第三者に損害を与えた事故が発生したときは、応急の処置を講じるとともに、事故発生の原因、被害の内容等を遅滞なく市長に報告すること。この場合において、事業主及び関係者は、その解決に責任をもって対応すること。

7 その他

その他市長が必要と認める場合には、別に協議すること。

技術基準

1 共通基準

- (1) 事業区域及び当該区域を含む流域から流出する雨水その他の地表水を適切に処理すること。この場合において、放流先の排水及び利水施設に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じること。
- (2) 隣接する道水路が2以上あるときは最も低い道水路（高さが決定されている計画道水路を含む。）を基準とすること。

2 埋立て又は盛土

(1) 農地

ア 田を田とする場合

事業完了時において、隣接する道路の側溝面又は車道面より10センチメートル以上上げること。

イ 田を畑とする場合

(ア) 事業完了時において、隣接する道路の側溝面又は車道面より10センチメートル以上上げないこと。

(イ) 法面で施工する場合は、道水路への土砂の流失防止のため、境界から30センチメートル以上の平場を設け、法面は45度以内とし、土留め等を施工する場合は、平場は不要となること。

(ウ) 土留め等を施工する場合は、道水路への支障を及ぼさないよう必要な措置を講じること。

ウ 雑種地として利用する場合

(ア) 事業完了時において、隣接する道路の側溝面又は車道面より30センチメートル以上上げないこと。

(イ) 法面で施工する場合は、道水路への土砂の流失防止のため、境界から30センチメートル以上の平場を設け、法面は45度以内とし、土留め等を施工する場合は、平場は不要となること。

(ウ) 土留め等を施工する場合は、道水路への支障を及ぼさないよう必要な措置を講じること。

エ 天地替による掘削

地表から150センチメートル以内とすること。ただし、150センチメートル以内であっても、事業区域に隣接する土地（道水路を含む。）に影響を及ぼすおそれがあるときは、それ以上掘削しないこと。

(2) 沼地、山林、原野、雑種地その他

利用目的に応じ、上記基準と同様とすること。

3 たい積

- (1) 1山の高さは、事業区域の施工前の地盤高から250センチメートル以内、法面勾配は30度以内とし、十分な突固めをすること。
- (2) 散水による措置又はシートで覆う措置を講じること。
- (3) 土砂等の周囲に道路及び隣接地境界から、たい積高さ以上の幅で安全地帯を設けること。
- (4) 塀の材質は、板若しくはトタン又はこれらと同等以上の強度を備えたものであること。
- (5) 塀の高さは、150センチメートル以上とすること。

2 土壌分析

埋立て等の際には、周辺地域への水質汚濁・土壌汚染等を防止するため、事前に埋立て等に供する土砂等の土壌分析を行ってください。分析結果が加須市環境保全条例施行規則別表第2に定める基準を超過した場合は、埋立て手等は不許可となります。

○検査項目

項目	土壌の汚染に係る環境基準	農地改良の場合	農地改良以外の場合
カドミウム	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること	○	○
全シアン	検液中に抽出されないこと		○
有機燐	検液中に抽出されないこと		○
鉛	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であること		○
六価クロム	検液 1ℓにつき 0.05 mg以下であること		○
砒素	検液 1ℓにつき 0.01 mg以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき 15 mg未満であること	○	○
総水銀	検液 1ℓにつき 0.0005 mg以下であること		○
銅	土壌 1 kgにつき 125 mg未満であること	○	○

3 申請書類

次に掲げる書類を正本1部、副本1部提出すること。

- 1 埋立て等許可申請書（様式第1号）
- 2 埋立て等計画書（様式第2号）
- 3 事業主の印鑑登録証明書
- 4 事業主の住民票の写し（事業主が法人の場合にあっては、法人登記簿謄本）
- 5 事業施工者の住民票の写し（事業施工主が法人の場合にあっては、法人登記簿謄本）
- 6 土砂等の埋立て等に係る土地の登記事項証明書（正本は原本とする。）
- 7 土地権利者の同意書（様式第3号）
- 8 埋立て等の施工に係る契約書の写し（当該埋立て等を施工者自らが行う場合を除く。）
- 9 事前説明会実施報告書（様式第4号）
- 10 位置図
- 11 官民境界を明示した公図の写し（正本は原本とする。）
- 12 土砂等の搬入経路図
- 13 現況平面図及び現況縦横断面図
- 14 計画平面図、計画縦横断面図及び土留構造図
- 15 土砂等に関する土量計算書
- 16 市管理道路の通行同意申請書の写し
- 17 道路及び水路占用許可証の写し
- 18 工程表
- 19 事業区域現況写真
- 20 土砂等の発生場所等証明書（様式第5号）
- 21 土砂等に関する土壌分析計量証明書
- 22 誓約書（様式第6号）
- 23 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（農地転用許可証等）